

これまでの議論の確認 及び 再検討

1. 適切な自立活動の実施
2. 個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用
3. 専門的見地に基づく支援
4. 校内ICTの利活用
5. 通級の活用/全校設置
6. 支援教育介助員の役割、配置の再構築
7. UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実
8. 教職員の専門性の向上
9. 支援教育コーディネーターの役割の明確化

令和4年8月23日

令和4年度第5回箕面市支援教育充実検討委員会

1. 適切な自立活動の実施

検討委員会の方向性（案）

- ・ 支援学級や通級に在籍する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・ 支援教育を担当する全ての教員が、最適な個別の教育支援計画及び指導計画を作成できる仕組みを導入する

■ 検討委員会内で出た意見（1/2）

○ 自立活動について

- ・ 自立活動とは、「一人一人の自立に向けた取り組み」である
- ・ 自立とは、「自分で何でもできるということで身辺自立を目指す」ということではなく、「自分の力を最大限に発揮して取り組んでいくことができること」である
- ・ 自立活動を中心に捉え、特別な教育課程を今後きちんと作成し、個別の教育支援計画及び指導計画を作成することは大切である
- ・ 自立活動の実施にあたっては、抽出する時間も大切である
- ・ 自立活動を、通常学級、通級、支援学級で指導するののかについては、自立活動の時間の必要度に応じて、分かれることになる
- ・ 通常学級の中でも、その子の自立活動の目標に合わせた支援が必要である
- ・ 1学期に1回ではなく、継続的に一貫して行うべきである
- ・ 自立活動について、現場の教員に十分に行き届いていない

1. 適切な自立活動の実施

■ 検討委員会内で出た意見 (2/2)

○ LITALICOの教育ソフトについて

- ・非常に優秀なソフトであり、活用すべきである
- ・視覚情報量が増えたため、保護者への説明の際、理解してもらいやすい
- ・新しく支援教育を担当される先生が増える中で、より質を担保できる仕組みとして必要である
- ・通常学級の教員とも意見を交わして作成するほうがよい
- ・現状では、アンケートの量が多く、意見がきちんと取れる一方で、保護者のかたによっては、「アンケートが厳しい」という声もある
- ・アセスメントを取ることで、どのように支援を行うべきかが明確になる
- ・教育ソフトを使うというのは大きな手がかかるかと思うが、最後は、教員の力量の中でそれを汲んでいただく形が大事である

○ その他

- ・支援で大事な視点は、「保護者の願いにどれだけ応えることができるか」である
- ・通常学級担任と支援担任、保護者の3人で話し合う場を1年のうち複数回設けると、不安や児童生徒に対する理解度の相違が少なくなるのではないか
- ・最終的には、教員が保護者とカンファレンスを取り、指導計画を作成していくことが大切である

■ 再確認事項

- ・限られた人員体制の中で、適切な自立活動の指導を行うためにどのような工夫が考えられるか

2. 個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用

検討委員会の方向性（案）

- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入する
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画を軸とした児童生徒への指導を徹底する

■ 検討委員会内で出た意見

- ・ 福祉や医療などの関係機関と連携し、目標の共有や、役割分担を変える形で連携ができるとうい
- ・ 引継ぎがうまくできておらず、毎年「4月になったらリセットなんだ」という保護者の声がある
- ・ 個別の教育支援計画の項目が多く、作成に時間を要し、「書いて終わり」という状況となっている可能性がある
- ・ 個別の教育支援計画において合理的配慮の項目がとても大切である
- ・ これまでどのような合理的配慮を受けてきたかという根拠がないと、受験の際に合理的配慮を受けることができない場合もあり、合理的配慮の内容を引継ぎするために、確実に書いていただける工夫が必要である
- ・ 何をどう書けばよいかわからない教員のためにLITALICOなどを活用し、作成をサポートする
- ・ 計画の簡素化も含め、教員が使いやすいようにする対策が必要である

3. 専門的見地に基づく支援 《再検討項目》

WGで提案された対応例

- ・ 個別最適な学びを提供するために必要となる専門的見地の検討
- ・ 通級や支援学級に在籍する児童生徒に対して、個に応じた、重点的に支援すべき項目を判断、分析する仕組みの検討

■ 検討委員会内で出た意見 (1/2)

○大阪狭山市の事例

- ・ 通級指導教室を利用する場合にWISC（知能検査）を実施している
- ・ 公認心理師を有する先生が数名おり、入級の判断をするシステムを実施している
- ・ WISCの数値だけで行うのではなく、総合的な見解の中で判断していくシステムで運用している

○アメリカの事例

- ・ 2000年以降に「Response to Intervention」という仕組みが導入された
- ・ 以前は、通常学級で少しでも困難さを示した子は、特別支援という形に分断される状況であった
- ・ 通常学級で行った支援に対し、どれだけその子が反応しているか、それは有効な支援だったかで支援が必要かどうかを判断している

3. 専門的見地に基づく支援 《再検討項目》

■ 検討委員会内で出た意見 (2/2)

- ・ 医学に基づく診断と教育における診断は考え方が難しい
- ・ WISCの結果が判断の根拠として適切かどうか、慎重に検討すべきである
- ・ はじめから支援が必要な子とそうでない子と分けるのではなく、通常学級においてすべての児童生徒に対し、ユニバーサルデザインの授業を行い、困難を示した児童生徒には、支援を付け加えていくという仕組みのほうが特別支援教育に合っている
- ・ 多層指導モデル、大阪では「ともに学びともに育つ」という視点が強く、他の府県と違って文化的にも違いがある
- ・ ユニバーサルデザインの視点も強く、専門的な支援が必要とするレベルが第3層となる

3. 専門的見地に基づく支援 《再検討項目》

■ 就学支援委員会について

- ・ 支援学級への入級判断を行う就学支援委員会を新たに設けるのではなく、既存の仕組みを整理し、心理相談員や指導主事による専門的見地による見立てを継続して実施する

○ 前提

- ・ 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。（文科省：就学相談・就学先決定の在り方について）
- ・ 本人、保護者の意見を最大限尊重し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。（文科省：就学相談・就学先決定の在り方について）
- ・ 現在、あいあい園（子どもすこやか室分室）にて、心理相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士を配置し、保育園や幼稚園への巡回や就学前の子どもの発達相談を行っている
- ・ 「早期療育事業実務者会議」にて、就学前の子どもに係る就学先などを相談する会議を月1回実施している
- ・ 就学前に、保幼から「支援が必要な子ども」の情報を吸い上げており、対象として上がってきた子どもについては、全園所に訪問し、指導主事による見立てを実施している
- ・ 支援学級に入級する場合は、人権施策室の指導主事による教育相談を必ず実施している

事務局 提案

- ・ 就学支援委員会を新たに設けるのではなく、既存の仕組みを整理し対応する

3. 専門的見地に基づく支援 《再検討項目》

■ 専門家による授業指導について

- ・ 学校に対して、通年で専門家による授業指導を行う機会を新たに確保する

○前提

- ・ 現在、梅花女子大学の伊丹教授による授業指導を毎年行っている
(毎年、1校で実施。R4年度は、六中が伊丹教授に直接依頼し、別枠で六中も指導いただいた)

事務局 提案

- ・ **通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす**

■ 再検討事項

- ・ 児童生徒にとっての個別最適な学びとは何か

4. 校内ICTの利活用

検討委員会の方向性（案）

- ・ 校内ICTを活用するために、PCの処理能力の向上及びWi-Fi等の環境整備を行う
- ・ 校内ICTを活用した個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引継ぎを行う
- ・ ICTを活用したコンサルテーション、オンラインケース会議の活用を行う

■ 検討委員会内で出た意見

- ・ ICTを活用した個別の教育支援計画及び指導計画の共有などは推進されている
- ・ ICTを活用したコンサルテーションやオンラインケース会議も活用するべきだが、個人情報の取り扱いには注意が必要である
- ・ ICTを活用することで、ケース会議などで定期的に指導主事等の助言を受ける機会が得られる
- ・ 教員と保護者とのデジタル連絡帳（tomoLinks）の活用を深めていけばよいのではないか
- ・ 実際は、紙ファイルの連絡帳をよく見ており、アナログに頼りがちである
- ・ tomoLinksの情報の共有のされ方が少し狭いため、支援担任だけでなく、介助員にも情報の共有が必要である

■ 再確認事項

- ・ 自立活動などの個別学習をより効果的に行うために、1人1台のタブレット端末を活用する方策はないか

5. 通級の活用/全校設置

検討委員会の方向性（案）

- ・ 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 通級担当教員の担当する児童生徒数が、多すぎる場合、1人あたりの指導時間の確保が困難となるため、可能な限り、市費で複数名の配置を行う

■ 検討委員会内で出た意見

- ・ 通級について、保護者に丁寧な説明を行い、支援のイメージを持ってもらう
- ・ 説明の機会を充実させることが大切である
- ・ 通級担当教員が作成する個別の教育支援計画及び指導計画は、通常学級の教員と一緒に、作成及び評価するなど、連携を強化することが重要である
- ・ 通級担当教員の育成、研修の強化が重要である
- ・ 一律に自立活動の時間のみで、学びの場を通級にするのではなく、児童生徒の実情に応じて、学びの場を選択するべきである
- ・ 通級利用期間の目処は、現状で問題ないが、成果に応じて柔軟に考えることと、通級利用後のフォローの体制が必要である
- ・ 通級は、早期開始の視点から、全ての児童生徒が、4月から利用可能とすべきである

6. 支援教育介助員の役割、配置の再構築

検討委員会の方向性（案）

- ・ 全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行し、学校内で困り感、サポートを必要とする児童生徒の支援を行う

■ 検討委員会内で出た意見

- ・ 交流及び共同学習では、支援学級在籍の児童生徒を優先してサポートしていくべきである
- ・ 児童生徒の学びの機会をなくす可能性があるため、常に支援を行う過剰な支援は必要ない
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」の支援の技量を高めるための研修を増やすべきである
- ・ 必要な合理的配慮や支援は、口頭だけでなく簡単な表などの書面にて共有することが大切である
- ・ 教員は、教育や指導、「(仮称)学びの充実サポーター」は、側面的なバックアップが役割となる

■ 再確認事項

- ・ 現在、支援学級在籍の児童生徒が今後、通級等に在籍が変わった場合でも、「(仮称)学びの充実サポーター」が、これまでと同様、継続的に優先して支援を行うということによいか
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」は、誰の指示により支援を行うべきか
(例：支援担任 又は 支援教育コーディネーター 又は 通常学級の担任)
- ・ 小学校と中学校の支援のあり方や、役割の違いによる注意点は何か
(例：小学校は、生活サポートが中心、中学校は、学習面や提出物等のサポートが中心)

7. UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

検討委員会の方向性（案）

- ・ 「ともに学びともに育つ」教育について、理念を再認識するために、研修を継続的に実施する
- ・ 合理的配慮に係る研修を学級担任向けにも実施する

■ 検討委員会内で出た意見

- ・ 全国的に、通常学級においても「個別最適な学び」と「協働的な学び」を行う方向になっている
- ・ 箕面市が持っている素晴らしい理念や良い部分は継承しながら、一方で、進化させることが大事である
- ・ ICT等活用しながら、全ての児童生徒に合う授業スタイルを研究し、基礎的環境整備を行う
- ・ 合理的配慮についてクラスへの周知の仕方が大切である
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画では、学校のみならず、一歩外に出ても活用できるよう、集団参加のために必要な合理的配慮について記載することが大切である
- ・ 障害者の権利を保障するという観点から、通常学級の教員も合理的配慮について学ぶ方がよい
- ・ 事例をもとに研修を行うことが1番理解しやすい

8. 教職員の専門性の向上

検討委員会の方向性（案）

- ・ 教職員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポートするとともに、採用後に支援担任の経験をさせることを推奨する

■ 検討委員会内で出た意見

○ ルールの導入や免許の取得サポートを推奨する意見

- ・ 色々なかたが支援担任を経験することはよい
- ・ 特別支援学校教諭免許を取得する教員が増えれば、支援教育がさらに充実する

○ 不安や慎重な判断を求める意見

- ・ 新任の教員が1年目から支援担任になることは、保護者目線としては不安がある
- ・ 年数に縛りをかけてしまうと、校内人事が困難になる
- ・ 採用後に支援担任を経験することをルールにすることは、慎重に判断すべきである
- ・ 中学校は教科担任制のため、支援担任を経験するルールを徹底することに限界がある

○ その他

- ・ 支援学級チームに、専門性を持って指導できる教員を必ず残す等の工夫が必要である
- ・ 平成14年頃も「管理職になるには、支援教育を数年経験する必要がある」と言われていた
- ・ 管理職になる前に経験するというキャリアアップのステップとして設ける運用もよい
- ・ 誰が担当しても不利益が児童生徒にいかないようにする仕組みが大切である
- ・ 支援教育は「担当が行う」という考えから「全員で担当すべき」という考え方になればよい

■ 再確認事項

- ・ 採用後に支援担任を経験させるルールの導入が難しい場合、他に支援教育を経験する手だてはあるか

9. 支援教育コーディネーターの役割の明確化

検討委員会の方向性（案）

- ・ 支援教育コーディネーターは、専任または、担当の児童生徒の人数を軽減し、校内巡回や支援担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備を行う

■ 検討委員会内で出た意見

○ 役割について

- ・ 支援学級の在籍ではないが、支援が必要な児童生徒を把握し、それぞれに必要な支援の調整を校内委員会で指導していくことも大きな役割である

○ 課題について

- ・ 通常の業務を担いながら支援の調整を行うことは厳しい
- ・ 支援教育の推進リーダーはあくまでも管理職であり、そこから指示を受け、動いていくためには、動きやすいように専任化していくことが大切である